

本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

【隔週水曜日発行】

本山町会計年度職員の募集について

① 一般事務補助者（フルタイム）

【勤務場所】 まちづくり推進課産業振興班

【採用人数】 1名

【勤務内容】 農業者支援制度の申請受付業務
その他まちづくり推進課事務補助

【任用期間】 採用日から令和5年3月31日まで

【勤務時間】 平日 週5日勤務
午前8時30分から午後5時15分まで
昼食休憩1時間有り・時間外労働無し

【休日等】 土曜日、日曜日、祝日

【給料額】 月額154,600円

【資格等】 パソコンの基本操作ができる方

【社会保険・雇用保険・災害補償保険】 有り

【応募方法】

・本山町会計年度任用職員応募申込書を提出
（申込書はまちづくり推進課で配布）

【申込締切】

令和5年1月20日（金）午後5時必着（郵送可）

【選考方法】 書類選考及び面接

【問い合わせ・提出先】

〒781-3692 本山町本山504番地
まちづくり推進課 電話 76-3916

第1095号

令和5年度償却資産（固定資産税）

の申告について

固定資産税は、土地や家屋以外の償却資産（事業用資産）についても課税対象となります。

償却資産とは、法人や個人で工場や商店などを経営している方が、その事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等といい、償却資産を所有する法人または個人の方は、毎年1月1日現在在本山町内にある償却資産（事業用資産）の取得価格や取得時期等の申告が必要です。（地方税法第383条の規定による）

詳しくは、町ホームページ掲載の「償却資産申告の手引」をご覧ください。（役場税務班でも配布しております。）

【申告の対象となる資産】

令和5年1月1日現在、減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを除く）をいいます。

なお、次に該当する資産も申告対象となります。

- ① 償却済資産（耐用年数が経過し、帳簿上で備忘価格1円のみが計上されている資産）
- ② 建設仮勘定で経理されている資産（その一部が事業の用に供されている資産）
- ③ 決算期以降に取得された資産で未だ固定資産勘定に計上されていない資産
- ④ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- ⑤ 遊休資産（稼働を休止しているがいつでも稼働できる状態にある資産）
- ⑥ 未稼働資産（既に完成しているが未だ稼働していない資産）
- ⑦ 改良費（資本的支出）

- ⑧ 赤字決算のため減価償却を行っていない資産
- ⑨ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却・特別償却・割増償却している資産

- ⑩ 資産の所有者が事業として他人に貸し付けている資産（リース資産、レンタル資産）
- ⑪ 従業員の福利厚生施設（社宅・寮等）の構築物、器具備品

【申告の対象とならない資産】

- ① 自動車税・軽自動車税の課税対象となるべきもの（小型フォークリフト・コンバインなど）
- ② 営業権や特許権などの無形減価償却資産
- ③ 繰延資金（開業費、開業費、負担金）
- ④ 耐用年数が1年未満または取得価格が10万円未満の資産のうち、税務会計上で一時に損金に算入しているもの
- ⑤ 取得価格が20万円未満で、税務会計上3年間で一括償却しているもの

- ⑥ 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース（売買扱いとするファイナンスリース）資産で取得価格が20万円未満のもの（地方税法施行令第49条ただし書）

【申告期限】 令和5年1月31日（火）

【申告書の提出方法】

役場へ持参、もしくは郵送にて提出してください。また、地方税ポータルシステム（e-LETAX）による電子申告もご利用いただけます。

【申告書の様式について】

昨年度、町様式で申告（紙申告）をされた方には申告書を送付しています。なお、申告書ご入用の場合は、役場税務班にて入手、もしくは町ホームページからダウンロードしてください。

【提出・問い合わせ先】 住民生活課税務班

電話 76-2115

嶺北広域行政事務組合

会計年度任用職員募集について

【場所】土佐本山学校給食センター

【採用人数】2名

【内容】学校給食調理員

【期間】令和5年2月1日～令和5年3月31日まで

【時間】平日4日勤務

午前8時30分～午後3時30分まで

【時給】933円

【資格等】不問

【応募方法】

嶺北広域行政事務組合会計年度任用職員応募申込書を提出（申込書は嶺北広域行政事務組合事務局または、土佐本山学校給食センターで配布）

【締切】令和5年1月24日（火）午後5時必着

（郵送可）

【選考方法】書類選考並びに面接

【問い合わせ・提出先】土佐本山学校給食センター

電話 72-6976

毎月第3木曜日は行政相談の日です

行政相談員は、国、県、市町村が行っている仕事に対する住民の皆さんの苦情や意見・要望を受け、その解決や実現のお手伝いをしています。

相談は、毎月第3木曜日に町役場で定期的に開催される行政相談所で受け付けています。お気軽にご相談ください。

【日時】1月19日（木）午前10時～正午

【場所】役場2階 第2会議室

【行政相談員】筒井 幸弘

【問い合わせ先】総務課 電話 76-2223

なないろの森推進委員会ソーニング

検討分科会への傍聴参加者の募集

本山町では土佐本山コンパクトフォレスト構想に基づき、木材生産や災害防止に関する機能を高めるため、立地条件や森林現況といった科学的見地に基づくゾーニングの方法論について検討しています。本年度はその方法案を作成することを目的として分科会（全6回予定）を開催しています。

第4回の分科会を左記の日時で行いますので、傍聴を希望される方はメールもしくは電話でお申し込みください。

【日時】令和5年1月31日（火）

午後4時～午後6時

【場所】本山町役場2階第一会議室

【申し込み先】

まちづくり推進課 林業担当

電話 76-3916

FAX 76-2943

メール saheyoushinkou@town.motoyama.lg.jp

【締切】令和5年1月24日（火）

本山町役場新庁舎の

内覧会を実施します

令和4年12月に新庁舎が完成しました。新庁舎での業務開始は令和5年4月3日からです。業務開始前の建物内を住民の皆様にご覧いただきたく、左記の日程で内覧会を実施いたします。詳細については、次号の行政連絡でお知らせいたします。

【実施日】令和5年2月18・19日の2日間

【問い合わせ先】

総務課 電話 76-2223

毎月第3金曜日は、高知地方裁判所

民事・家事相談の実施日です

高知地方裁判所職員による「民事・家事相談」を実施しますので、日頃より心配事や悩み事がありましたら、この機会に民事・家事相談をご利用ください。

なお、相談は事前予約制（相談日の1週間前まで）です。必ず、電話等で予約を入れてください。

【日時】1月20日（金）午後1時～3時30分

（相談時間は、1組あたり30分です。）

【場所】役場1階 町民相談室

【事前予約連絡先】総務課 電話 76-2223

【窓口便り 11月末】

人口総数 3,306人

男 1,558人 女 1,748人

（前月比 3人増）

世帯数 1,847世帯（前月比 5世帯減）

前年度11月末現在人口 3,344人

死亡 6人（男 2人 女 4人）

お名前 世帯主 年齢 地区

長瀬 富憲 本人 98歳 一区

藤原 和子 本人 93歳 一区

小原 方多 本人 88歳 三区

和田 尚義 本人 96歳 他家

他2名